

企業立地助成制度のご案内



企業立地助成金

区 分	業 種	要 件	助成金の額
工 場	製造業	①土地を除く（市有地取得の場合は土地を含む）投下固定資産額1千万円以上 ②新規常用雇用者数2人以上（市内在住）	【投下固定資産額に基づく助成】 ○家屋及び償却資産 ア 投下固定資産額1億円未満 投下固定資産額×5％ イ 投下固定資産額1億円以上5億円未満 投下固定資産額×7.5％ ウ 投下固定資産額5億円以上 投下固定資産額×10％ ○土地 投下固定資産額×10％ （既存市内企業は12.5％） 【新規雇用に基づく助成】 ア 10人未満の場合 新規常用雇用者数×30万円 イ 11人以上の場合 新規常用雇用者数×15万円
運輸施設	道路旅客運送業 道路貨物運送業 倉庫業 等	①土地を除く（市有地取得の場合は土地を含む）投下固定資産額1億円以上 ②新規常用雇用者数5人以上（市内在住）	
卸売施設	各種商品卸売業 繊維・衣服等卸売業 飲食料品卸売業 等	①店舗面積 2,000㎡以上 ②土地を除く（市有地取得の場合は土地を含む）投下固定資産額1億円以上 ③新規常用雇用者数5人以上（市内在住）	
小売施設	百貨店 総合スーパー	①土地を除く（市有地取得の場合は土地を含む）投下固定資産額1億円以上 ②新規常用雇用者数5人以上（市内在住）	
試験研究施設	技術開発・試験・研究施設 等	①土地を除く（市有地取得の場合は土地を含む）投下固定資産額1億円以上 ②新規常用雇用者数5人以上（市内在住）	
情報処理 関連施設	コールセンター以外	新規常用雇用者数5人以上（市内在住）	
	コールセンター	新規常用雇用者数25人以上（市内在住）	【投下固定資産額に基づく助成】 ○家屋及び償却資産 投下固定資産額×5％（3年間） ○土地 投下固定資産額×10％ （既存市内企業の場合は12.5％） 【新規雇用に基づく助成】 新規常用雇用者数×10万円 新規短時間労働者数×5万円
観光施設	遊園地 動物園 水族館 植物園 美術館 博物館 宿泊施設 等	①土地を除く（市有地取得の場合は土地を含む）投下固定資産額1億円以上 ②新規常用雇用者数5人以上（市内在住）	【投下固定資産額に基づく助成】 ○家屋及び償却資産 ア 投下固定資産額1億円未満 投下固定資産額×5％ イ 投下固定資産額1億円以上5億円未満 投下固定資産額×7.5％ ウ 投下固定資産額5億円以上 投下固定資産額×10％ ○土地 投下固定資産額×10％ （既存市内企業は12.5％） 【新規雇用に基づく助成】 ア 10人未満の場合 新規常用雇用者数×30万円 イ 11人以上の場合 新規常用雇用者数×15万円
その他の施設	地域経済の振興と雇用機会の拡大に資する施設	①土地を除く（市有地取得の場合は土地を含む）投下固定資産額1億円以上 ②新規常用雇用者数5人以上（市内在住）	○土地 投下固定資産額×10％ （既存市内企業は12.5％） 【新規雇用に基づく助成】 ア 10人未満の場合 新規常用雇用者数×30万円 イ 11人以上の場合 新規常用雇用者数×15万円

投下固定資産額

事業所の設置に要した費用のうち、地方税法第 341 条に規定する土地、家屋及び償却資産の取得価額をいいます。

- ◆助成対象は、業務開始日の 3 年前の日以後に取得したものに限りします。
- ◆土地の取得価額にあつては、市又はさぬき市土地開発公社が所有する土地を取得後 3 年以内に事業所の設置に係る工事に着手したものに限りします。
- ◆市内移転及び建替えの場合は、新たに設置する事業所において事業の用に直性供される部分（以下「施設」といいます。）の面積が、廃止する施設の面積より増加することが必要です。（施設・設備の更新や施設面積の増加を伴わない設備の導入は助成対象外です。）

新規雇用者

新規常用雇用者

事業所の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、以下の要件をすべて満たす者をいいます。

- ◆雇用保険法第 7 条の規定による届出により、同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者であること
- ◆1 週間の労働時間が 30 時間以上であること
- ◆市内に住所を有すること（住民登録していること）

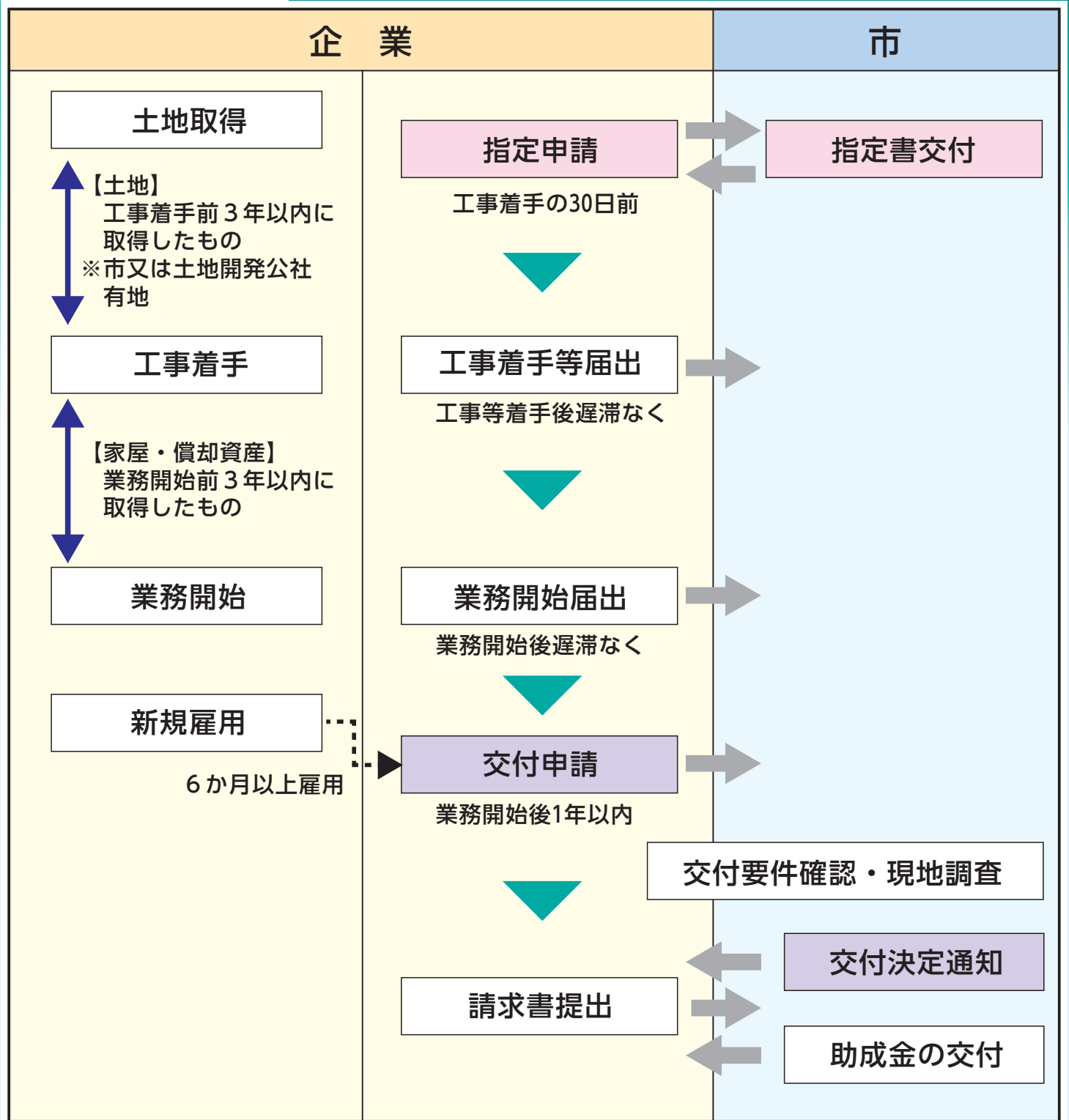
新規短時間労働者

事業所の設置に伴い新たに増加する従業者のうち、以下の要件をすべて満たす者をいいます。

- ◆雇用保険法第 7 条の規定による届出により、同法第 9 条第 1 項の確認を受けた者でありこと
- ◆1 週間の労働時間が 20 時間以上 30 時間未満であること
- ◆市内に住所を有すること（住民登録していること）



手続きの流れ



お問い合わせ先

さぬき市建設経済部商工観光課

〒769-2195 香川県さぬき市志度 5385 番地 5

TEL : 087-894-1114 FAX : 087-894-3444

E-mail : syokokanko@city.sanuki.lg.jp

